

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「試験・検査管理要項」に従って、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を、記録する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けた<u>り、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</u></p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、<u>それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) 不適合の処理に関する<u>管理及びそれに関連する責任及び権限を「不適合管理要項」に定める。</u></p>	<p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、「試験・検査管理要項」を定め、<u>個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</u></p> <p><u>ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。</u></p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、<u>不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(5) <u>不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(4) <u>不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定めた「<u>不適合管理要項</u>」に従って、不適合の内容をニューシアへ登録することを含め、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、<u>また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために「データ分析要項」を定め、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8.2.1 参照）</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合（8.2.3 及び8.2.4 参照）</u></p> <p>c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の、特性及び傾向（8.2.3 及び8.2.4 参照）</u></p> <p>d) <u>供給者の能力（7.4 参照）</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、<u>監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p>	<p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、<u>不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずること</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）</u></p> <p>c) <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること</u></p> <p>d) <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること</u></p> <p>(4) 組織は、<u>不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(5) 組織は、(3)a)の措置を講じた場合においては、<u>個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定めた「<u>是正処置プログラム管理要項</u>」に従って、不適合の内容をニューシアへ登録することを含め、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、<u>及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために「データ分析要項」を定め、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>b) <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>c) <u>機器等及びプロセスの特性並びに傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性並びに傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</u></p> <p>d) <u>調達物品等の供給者の供給能力</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、<u>品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>8.5.2 是正処置</p> <p><u>組織は、次の事項を「不適合管理要項」に定め、実施する。</u></p> <p>(1) 組織は、<u>再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) <u>是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</u></p> <p>a) <u>不適合のレビュー</u></p> <p>b) <u>不適合の原因の特定</u></p> <p>c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>e) <u>とった処置の結果の記録（4.2.4 参照）</u></p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p><u>組織は、次の事項を「不適合管理要項」に定め、実施する。</u></p> <p>(1) 組織は、<u>起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。</u></p> <p>(2) <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p>	<p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、<u>個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</u></p> <p>(a) <u>不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理、並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</u></p> <p>(b) <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p>b) <u>必要な是正処置を明確にし、実施する。</u></p> <p>c) <u>講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p>d) <u>必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</u></p> <p>e) <u>必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</u></p> <p>f) <u>原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「根本原因分析実施要項」に定め、実施する。</u></p> <p>g) <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項のうち f)を除き、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう。）。</u></p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 起こり得る不適合及びその原因の特定</li> <li>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</li> <li>c) 必要な処置の決定及び実施</li> <li>e) 与った予防処置の有効性のレビュー</li> <li>d) 与った処置の結果の記録（4.2.4 参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。</li> <li>b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</li> <li>c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</li> <li>d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</li> <li>e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</li> </ul> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更前)					敦賀発電所原子炉施設保安規定 (変更後)					備考
表3-1 品質マネジメントシステムの文書					表3-1 品質マネジメントシステムの文書					
(1) 一次文書					(1) 一次文書					原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (一次文書の見直し)
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
—	—	品質保証計画	安全室	第3条	4.2.1	QM共通:4-2	品質保証規程	安全室		
4.2.1	QM共通:4-2	品質保証規程	安全室							
(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書					(2) 品管規則が要求する“文書化された手順”である二次文書					原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (所管箇所の変更)
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.2.3	QM共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室 (本店)	第3条	4.2.3	QM共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室 (本店)	第3条	
4.2.4	QM共通:4-2-2	品質記録管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 141条	4.2.4	QM共通:4-2-2	品質記録管理要項	安全室	第3, 141条	
8.2.2	QM共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第3条	8.2.2	QM共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第3条	
8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-1	不適合管理要項	安全室	第3, 128条	8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-4	是正処置プログラム要項	安全室	第3, 128条, 128 条の2-5	
8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条	8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条	
(3) 二次文書					(3) 二次文書					原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (文書名の適正化)
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.1	QM共通:4-1-1	原子力施設の重要度分類基準 要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条	4.1	QM共通:4-1-1	原子力発電施設の重要度分類 基準要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条, 128 条の2-5	
	QM共通:4-1-2	品質管理要項	安全室			第3, 4, 5条	QM共通:4-1-2	品質管理要項		安全室
5.4.1	QM共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管 理要項	安全室	第3条	5.4.1	QM共通:4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室	第3条	
5.5.3	QM共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証 検討会運営要項	安全室		5.4.1	QM共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管 理要項	安全室	第3条	
5.6	QM共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		(削除)					
6.2.2	QM共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室 (本店)	第3, 139, 140条	5.6	QM共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	第3条	
6.3	QM敦1:7-1-1	保守管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条	6.2	QM共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室 (本店)	第3, 139, 140条	
6.4	QM共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室 (本店)	第3条	(削除)					
7.1	QM敦1:7-1-1	保守管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条	(削除)					
	QM敦1:7-1-2	廃止措置管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室		第3, 10-15, 17, 17条の2, 52, 69, 70, 72-75条	7.1	QM敦1:7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条, 128 条の2-5
						QM敦1:7-1-2	廃止措置管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 10-15, 17, 17条の2, 52, 69, 70, 72-75条	

注) 下線は変更事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）			敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
表3-2 JEAC4111の要求事項に基づき作成する記録			(削除)	記載の適正化（第11章に詳細が記載されているため削除。以下同じ）
No.	項目	記録の種類		
1	5.6.1(3)	マネジメントレビューの結果の記録		
2	6.2.2 e)	教育、訓練、技能及び経験について該当する記録		
3	7.1(3) d)	業務のプロセス及びその結果が、要求事項をみたしていることを実証するために必要な記録		
4	7.2.2(3)	業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録		
5	7.3.2(1)	原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録		
6	7.3.4(2)	設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録		
7	7.3.5(1)	設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録		
8	7.3.6(3)	設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録		
9	7.3.7(1)	設計・開発の変更の記録		
10	7.3.7(4)	設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録		
11	7.4.1(4)	供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録		
12	7.5.2(3) d)	プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録		
13	7.5.3(3)	業務に関するトレーサビリティの記録		
14	7.5.4	組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録		
15	7.6(3) a)	校正又は検証に用いた基準の記録		
16	7.6(3)	測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録		
17	7.6(3)	校正及び検証の結果の記録		
18	8.2.2(4)	内部監査の結果の記録		
19	8.2.4(1)	検査及び試験の合否判定基準への適合の記録		
20	8.2.4(3)	リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録		
21	8.3(5)	不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録		
22	8.5.2(3) e)	是正処置の結果の記録		
23	8.5.3(3) d)	予防処置の結果の記録		

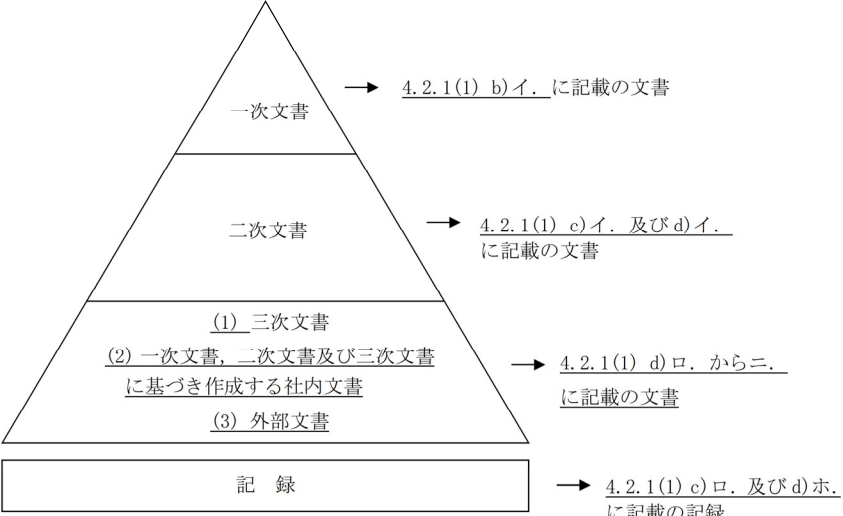
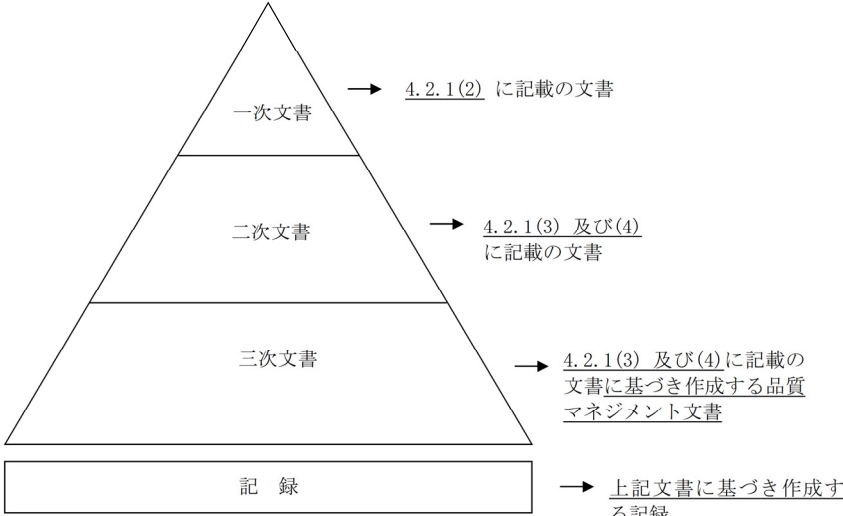
注) 下線は変更事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4. 品質マネジメントシステム (4.1 一般要求事項)</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p><i>Plan</i></p> <p>5.1 経営者のコミットメント      5.3 品質方針</p> <p>5.2 原子力安全の重視      5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標      5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p><i>Do</i></p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.1 業務の計画  <small>（廃止措置管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理、非常時の措置等）</small>  <small>（コンプライアンス・安全文化醸成活動）</small></p> <p>7.3 設計・開発      7.4 調達</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー</p> <p>6.4 作業環境</p> <p><i>Check, Act</i></p> <p>8. 評価及び改善 (8.1 一般)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」</p> <p>基本プロセス    中プロセス    小プロセス</p> <p>→ : 明確な関連          - - - : 理解上重要な関連</p>	<p>図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4. 品質マネジメントシステム (4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p><i>Plan</i></p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ      5.3 品質方針</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視      5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標      5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p><i>Do</i></p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画  <small>（廃止措置管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時の措置等）</small>  <small>（安全文化育成・維持活動）</small></p> <p>7.3 設計開発      7.4 調達</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p><i>Check, Act</i></p> <p>8. 評価及び改善 (8.1 監視測定、分析、評価及び改善)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>基本プロセス    中プロセス    小プロセス</p> <p>→ : 明確な関連          - - - : 理解上重要な関連</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p data-bbox="241 193 680 213">図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> 	<p data-bbox="1205 193 1644 213">図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> 	<p data-bbox="2011 172 2150 268">原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質規則の制定に伴う変更。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>第3章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 <b>（保安に関する組織）</b> 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 (本店) 社長 — 監査管理責任者 (考査・品質監査室長) — 実施部門管理責任者 (安全室担当取締役) — 原子炉施設保安委員会</p> <p>(発電所) ※1→発電所長 — 廃止措置主任者 — 発電室 — 運転直 (1号炉担当) — 発電直 (2号炉担当) — 発電運営グループ — 運転管理グループ — 運転支援グループ — 安全管理室 — 炉心・燃料グループ — 放射線・化学管理グループ — 保守室 — 保守運営グループ — 保守総括グループ — 電気・制御グループ — 機械グループ — 技術センター — 工務・設備診断グループ — 直営電気・制御グループ — 直営機械グループ — 総務室 — 総務グループ — 渉外・報道グループ — 経理グループ — 安全・防災室 — 施設防護グループ — 安全・防災グループ — 廃止措置室 — 廃止措置管理グループ — 廃止措置工事グループ — 品質保証室 — 品質保証グループ — 运营管理室 — 保安運営グループ — プラント管理グループ — 技術管理グループ</p>	<p>第3章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 <b>（保安に関する組織）</b> 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 (本店) 社長 — 監査管理責任者 (考査・品質監査室長) — 実施部門管理責任者 (安全室担当取締役) — 原子炉施設保安委員会</p> <p>(発電所) ※1→発電所長 — 廃止措置主任者 — 発電室 — 運転直 (1号炉担当) — 発電直 (2号炉担当) — 発電運営グループ — 運転管理グループ — 運転支援グループ — 安全管理室 — 炉心・燃料グループ — 放射線・化学管理グループ — 保守室 — 保守運営グループ — 保守総括グループ — 電気・制御グループ — 機械グループ — 技術センター — 工務・設備診断グループ — 直営電気・制御グループ — 直営機械グループ — 総務室 — 総務グループ — 渉外・報道グループ — 経理グループ — 安全・防災室 — 施設防護グループ — 安全・防災グループ — 廃止措置室 — 廃止措置管理グループ — 廃止措置工事グループ — 品質保証室 — 品質保証グループ — 検査グループ — 运营管理室 — 保安運営グループ — プラント管理グループ — 技術管理グループ</p>	<p>組織改正に伴う変更（事業者検査の独立性確保に伴う変更）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p><b>（保安に関する職務）</b></p> <p><b>第5条</b> 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下、本編において「所長」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を統括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を統括する。</p> <p>(4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。</p> <p>(5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置プロジェクト推進室は、品質マネジメントシステムに係る原子炉施設の運用及び保守に係る計画、管理及び調整に関する業務（発電管理室所管業務を除く。）、並びに廃止措置に係る計画、管理及び調整に関する業務の統括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る原子炉施設（共用設備）の運用、保守に係る計画、管理及び調整、並びに燃料管理、放射線管理及び非常時の措置の統括に関する業務を行う。</p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>イ. 地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに係る安全文化醸成活動におけるコミュニケーション活動の統括及び推進に関する業務を行う。</p> <p>ロ. 総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の統括に関する業務を行う。</p> <p>ハ. 経理・資材室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置プロジェクト推進室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、経理・資材室長、発電管理室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p><b>（保安に関する職務）</b></p> <p><b>第5条</b> 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下、本編において「所長」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を統括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を統括する。</p> <p>(4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持し、及び育成するための活動を推進する。</p> <p>(5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置プロジェクト推進室は、品質マネジメントシステムに係る、<u>原子炉施設の運用及び保守に係る計画、管理及び調整に関する業務（発電管理室所管業務を除く。）、並びに廃止措置に係る計画、管理及び調整に関する業務の統括並びに輸入廃棄物の検査</u>に関する業務を行う。</p> <p>(7) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る原子炉施設（共用設備）の運用、保守に係る計画、管理及び調整、並びに燃料管理、放射線管理及び非常時の措置の統括<u>並びに輸入廃棄物の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>イ. 地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに係る<u>地域住民等とのコミュニケーション及び安全文化育成・維持活動</u>におけるコミュニケーション活動の統括及び推進に関する業務を行う。</p> <p>ロ. 総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の統括に関する業務を行う。</p> <p>ハ. 経理・資材室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置プロジェクト推進室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、経理・資材室長、発電管理室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴う変更。以下同じ）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 保守総括グループは、原子炉施設の保守管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 電気・制御グループは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械グループは、原子炉施設のうち機械関係設備（建物、構築物を含む。）の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(22) 品質保証グループは、品質保証活動の管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 保安運営グループは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理グループは、廃止措置工事を含めた原子炉施設の運転保守計画及び管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(25) 技術管理グループは、原子炉施設の技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(26) 各室長（以下、本編において「各室長」は技術センター長を含む。）は、第4条（保安に関する組織）の定めのとおり、当該室（以下、本編において「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。</p> <p>(27) 各グループのマネージャー（以下、本編において「各マネージャー」という。ただし、運転直（1号炉担当）及び発電直（2号炉担当）においては、マネージャーを当直長（1号炉担当）又は発電長（2号炉担当）という。以下、本編において同じ。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(28) 各マネージャーは、グループ員（当直長（1号炉担当）及び発電長（2号炉担当）のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下、本編において「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し、所管する業務を行う。また、グループ員は、マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. その他関係する部門の長は、別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 保守総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 電気・制御グループは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械グループは、原子炉施設のうち機械関係設備（建物、構築物を含む。）の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(22) 品質保証グループは、品質保証活動の管理に関する業務及び品質保証室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(23) 検査グループは、事業者検査及び原子力規制検査の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(24) 保安運営グループは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理グループは、廃止措置工事を含めた原子炉施設の運転保守計画及び管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(26) 技術管理グループは、原子炉施設の技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(27) 各室長（以下、本編において「各室長」は技術センター長を含む。）は、第4条（保安に関する組織）の定めのとおり、当該室（以下、本編において「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。</p> <p>(28) 各グループのマネージャー（以下、本編において「各マネージャー」という。ただし、運転直（1号炉担当）及び発電直（2号炉担当）においては、マネージャーを当直長（1号炉担当）又は発電長（2号炉担当）という。以下、本編において同じ。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(29) 各マネージャーは、グループ員（当直長（1号炉担当）及び発電長（2号炉担当）のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下、本編において「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し、所管する業務を行う。また、グループ員は、マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. その他関係する部門の長は、別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴う変更。以下同じ）</p> <p>組織改正に伴う変更（検査グループ設置に伴う品質保証室の運営管理業務追加。事業者検査の独立性確保に伴う変更）記載の適正化（条番号の繰り下がり。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(原子炉施設保安運営委員会)</p> <p><b>第7条</b> 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>保守管理</u>に関する手順の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第131条（原子力防災資機材等））</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第139条（所員への保安教育））に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者及び各室長に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子炉施設保安運営委員会)</p> <p><b>第7条</b> 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>施設管理</u>に関する手順の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第131条（原子力防災資機材等））</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第139条（所員への保安教育））に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者及び各室長に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>第3節 廃止措置主任者  <b>（廃止措置主任者の選任）</b>  <b>第8条</b> 総務室長（本店）は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者であって、以下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務  (2) 原子炉施設の運転に関する業務  (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務  (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務  (5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</p> <p>2. 廃止措置主任者は、能力等級特5級以上又は役割ランク5号以上の者から選任する。  3. 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。  4. 廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第3節 廃止措置主任者  <b>（廃止措置主任者の選任）</b>  <b>第8条</b> 総務室長（本店）は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者であって、以下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務  (2) 原子炉施設の運転に関する業務  (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務  (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務  (5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</p> <p>2. 廃止措置主任者は、能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上の者から選任する。  3. 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。  4. 廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>記載の適正化（主任技術者の選任区分の適正化。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">第2節 通 則</p> <p>（定義）</p> <p><b>第11条</b> 本章において、「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記趣旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備<sup>※1</sup>が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：要求される措置を組織的に実施する準備とは、関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うことをいう。</p> <p>（原子炉施設の運転員の確保）</p> <p><b>第12条</b> 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、2名以上のうち、1名は当直長（1号炉担当）とする。</p> <p>3. 当直長（1号炉担当）は、第2項に定める人数のうち、運転員I以上の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 通 則</p> <p>（定義）</p> <p><b>第11条</b> 本章において、「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記趣旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備<sup>※1</sup>が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：要求される措置を組織的に実施する準備とは、関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うことをいう。</p> <p>（原子炉施設の運転員の確保）</p> <p><b>第12条</b> 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、2名以上のうち、1名は当直長（1号炉担当）とする。</p> <p>3. 当直長（1号炉担当）は、第2項に定める人数のうち、運転員I以上の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <p>（運転管理業務）</p> <p><b>第12条の2</b> 当直長（1号炉担当）及び各マネージャーは、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の運転に必要な監視項目<sup>※1</sup>を定める。当直長（1号炉担当）は、監視、第13条第1項及び第2項の巡視によって、施設の運転監視を実施し、異常があれば関係する各マネージャーに通知する。</p> <p>(b) 運転支援グループマネージャーは、運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め、当直長（1号炉担当）はそれを運用する。</p> <p>(c) 運転支援グループマネージャーは、原子炉施設に係る警報発生時の対応内容を定め、当直長（1号炉担当）はそれを運用する。</p> <p>(d) 運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の異常及び事故発生時の対応内容を定め、当直長（1号炉担当）はそれを運用する。</p> <p>(2) 当直長（1号炉担当）は、関係する各マネージャーの依頼に基づき、(1)(b)による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係する各マネージャーは、当直長（1号炉担当）から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運転管理業務を包括的に規定した条文の追加）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(巡視)</p> <p><b>第13条</b> 当直長（1号炉担当）は、毎日1回以上、原子炉施設（第115条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視する。</p> <p>2. 当直長（1号炉担当）は、「廃止措置管理業務要項」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（第115条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域）を巡視する。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。</p> <p>(手順の作成)</p> <p><b>第14条</b> 運転支援グループマネージャーは、次の各号に掲げる当直長（1号炉担当）が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項の手順を作成し、制定・改正に当たっては、第7条（原子炉施設保安運営委員会）第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 巡視に関する事項</p> <p>(2) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(4) 定期試験に関する事項</p> <p>(以下略)</p> <p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p><b>第17条の2</b> 安全・防災グループマネージャーは、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、重大事故<sup>*1</sup>に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合（以下、本編において「重大事故等発生時」という。）又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、本編において「大規模損壊発生時」という。）で、使用済燃料貯蔵池を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下、これらの事象を本編において「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(3) 当直長（1号炉担当）は施設運用上の基準を満足している事を確認する。</p> <p>※1：運転に必要な監視項目とは、第52条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p> <p>(巡視)</p> <p><b>第13条</b> 当直長（1号炉担当）は、毎日1回以上、原子炉施設（第115条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視する。<u>実施においては、第128条の3に定める観点を含めて行う。</u></p> <p>2. 当直長（1号炉担当）は、「廃止措置管理業務要項」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（第115条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域）を巡視する。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。<u>実施においては、第128条の3に定める観点を含めて行う。</u></p> <p><b>第14条</b> 削除</p> <p>(以下略)</p> <p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p><b>第17条の2</b> 安全・防災グループマネージャーは、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、重大事故<sup>*1</sup>に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料貯蔵池を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下、これらの事象を本編において「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（施設管理との関連を追究）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第12条の2（運転管理業務）で規定）</p> <p>記載の適正化（以下において定義した略称がないため）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p><b>第100条 ～ 第105条 削除</b></p> <p><b>（使用済燃料の貯蔵）</b>  <b>第106条</b> 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1号炉使用済燃料貯蔵池又は2号炉使用済燃料ピットに貯蔵すること</p> <p>(2) 1号炉使用済燃料貯蔵池及び2号炉使用済燃料ピットの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 1号炉燃料取替機又は2号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 1号炉使用済燃料貯蔵池及び2号炉使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p>(5) 1号炉使用済燃料貯蔵池内において燃料の配置変更を行う場合は、未臨界性を確認した燃料配置の範囲内に限定すること</p> <p><b>（使用済燃料の運搬）</b>  <b>第107条</b> 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1号炉使用済燃料貯蔵池又は2号炉キャスクピットにおいて、1号炉燃料取替機又は2号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、1号炉使用済燃料貯蔵池又は2号炉キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 1号炉燃料取替機又は2号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p>	<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p><b>第100条 ～ 第104条 削除</b></p> <p><b>（使用済燃料の貯蔵）</b>  <b>第105条</b> 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>発電所内において</u>、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>使用済燃料</u>を1号炉使用済燃料貯蔵池又は2号炉使用済燃料ピットに貯蔵すること</p> <p>(2) 1号炉使用済燃料貯蔵池及び2号炉使用済燃料ピットの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 1号炉燃料取替機又は2号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 1号炉使用済燃料貯蔵池及び2号炉使用済燃料ピットにおいて<u>使用済燃料</u>が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p><u>(5)使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</u></p> <p>(6) 1号炉使用済燃料貯蔵池内において<u>使用済燃料</u>の配置変更を行う場合は、未臨界性を確認した燃料配置の範囲内に限定すること</p> <p><b>（使用済燃料の運搬）</b>  <b>第106条</b> 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1号炉使用済燃料貯蔵池又は2号炉キャスクピットにおいて1号炉燃料取替機又は2号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>し、1号炉使用済燃料貯蔵池又は2号炉キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 1号炉燃料取替機又は2号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>する。<u>ただし、管理区域内で運搬する場合については、(3)から(6)の適用を除く。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p>	<p>記載の適正化（新規条文設定に伴う条番号の使用）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の貯蔵に係る規定の充実。以下同じ）</p> <p>記載の適正化（条番号の繰り上げ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の運搬に係る規定の充実。以下同じ）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u>ただし、第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u>ただし、第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するための措置を講じ、検査を実施するグループマネージャー<sup>※1</sup>は当該措置が講じられていることを確認するために、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 気密漏えい検査</p> <p>(3) 圧力測定検査</p> <p>(4) 線量当量率検査</p> <p>(5) 未臨界検査</p> <p>(6) 温度測定検査</p> <p>(7) 吊上検査</p> <p>(8) 重量検査</p> <p>(9) 収納物検査</p> <p>(10) 表面密度検査</p> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. <u>実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</u></p> <p><u>※1：検査を実施するグループマネージャーは、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬を実施する組織とは別の組織の者とする。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の運搬に係る規定の充実。以下同じ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項及び検査の独立性の担保について規定。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																				
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(頻度の定義)</p> <p><b>第112条</b> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表112のとおりとする。</p> <p>表112</p> <table border="1" data-bbox="134 451 978 699"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p><b>第108条</b> 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*</sup>又は保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	頻度	考え方	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u></p> <p><b>第107条</b> 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(頻度の定義)</p> <p><b>第107条の2</b> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表107の2のとおりとする。</p> <p>表107の2</p> <table border="1" data-bbox="1086 451 1890 699"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p><b>第108条</b> 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*</sup>又は保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する</u>。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p>(6) <u>車両を徐行させること</u></p> <p>(7) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第5項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する</u>。ただし、第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	頻度	考え方	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARAの精神に則り、排気、排水等を管理することを規定）</p> <p>記載の適正化（条番号及び表番号の繰り上げ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る規程の充実）</p>
頻度	考え方																					
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																					
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																					
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施																					
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																					
頻度	考え方																					
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																					
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																					
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施																					
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																					

注）下線は変更事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵している使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの処理に係る試験を行う場合は、試験方法を定めて実施する。</p> <p>9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、放射能濃度に応じて区分する。</p> <p>10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>所長の承認を得る。</u></p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。</p> <p>（以下略）</p>	<p>7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵している使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの処理に係る試験を行う場合は、試験方法を定めて実施する。</p> <p>9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、放射能濃度に応じて区分する。</p> <p>10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1)埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2)発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3)放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>11. 放射線・化学管理グループマネージャーは、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>12. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第11項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1)法令に適合する容器に封入されていること</u></p> <p><u>(2)法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u></p> <p><u>13. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第11項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。</p> <p>（以下略）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																												
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第109条 当直長（1号炉担当）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、2号炉復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第111条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表111に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表111に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p> <p>表111</p> <table border="1" data-bbox="125 986 1005 1300"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当 マネージャー</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台※2</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 (トリチウム濃度)</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出監視用計測器は1号及び2号炉共用                  ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び放射性気体廃棄物放出管理用計測器のうち、試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）は共用</p>	分類	計測器種類	担当 マネージャー	数量	1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台※1	(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※2	試料放射能測定装置 (トリチウム濃度)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台	2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台	試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※2	<p>(輸入廃棄物の管理)</p> <p>第108条の4 発電管理室長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</p> <p>2. 発電管理室長は、前項において第4条に定める保安に関する組織のうち、発電管理室以外の室に対して、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることの確認を依頼し、依頼を受けた室は当該確認を行う。</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第109条 当直長（1号炉担当）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、2号炉復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第111条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表111に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表111に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p> <p>表111</p> <table border="1" data-bbox="1084 976 1957 1289"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当 マネージャー</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台※2</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 (トリチウム濃度)</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>電気・制御グループマネージャー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>放射線・化学管理グループマネージャー</td> <td>1台※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出監視用計測器は1号及び2号炉共用                  ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び放射性気体廃棄物放出管理用計測器のうち、試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）は共用</p>	分類	計測器種類	担当 マネージャー	数量	1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台※1	(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※2	試料放射能測定装置 (トリチウム濃度)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台	2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台	試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※2	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（輸入廃棄物の廃棄に係る規程の追加）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放出管理用計測器の機能維持に係る規定の充実）</p>
分類	計測器種類	担当 マネージャー	数量																																											
1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台※1																																											
(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※2																																											
	試料放射能測定装置 (トリチウム濃度)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台																																											
2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台																																											
	試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※2																																											
分類	計測器種類	担当 マネージャー	数量																																											
1. (1) 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台※1																																											
(2) 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※2																																											
	試料放射能測定装置 (トリチウム濃度)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台																																											
2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	電気・制御グループマネージャー	1台																																											
	試料放射能測定装置 (主要ガンマ線放出核種)	放射線・化学管理グループマネージャー	1台※2																																											

注）下線は変更事項に含まない。

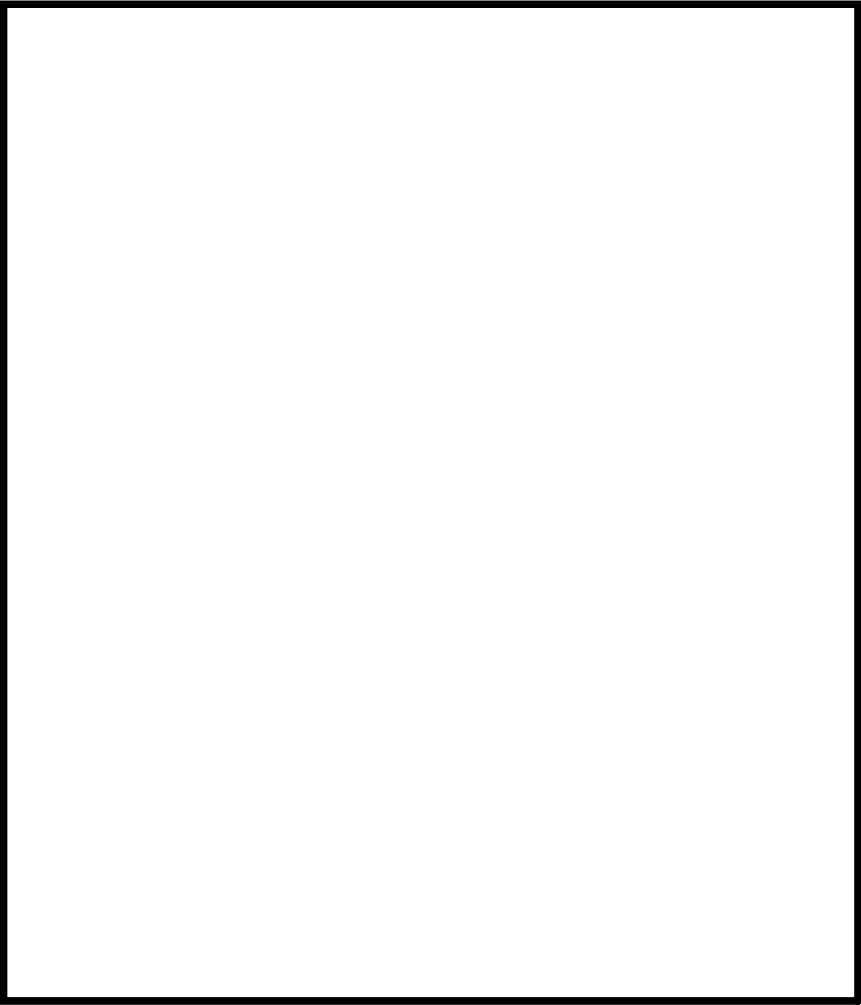
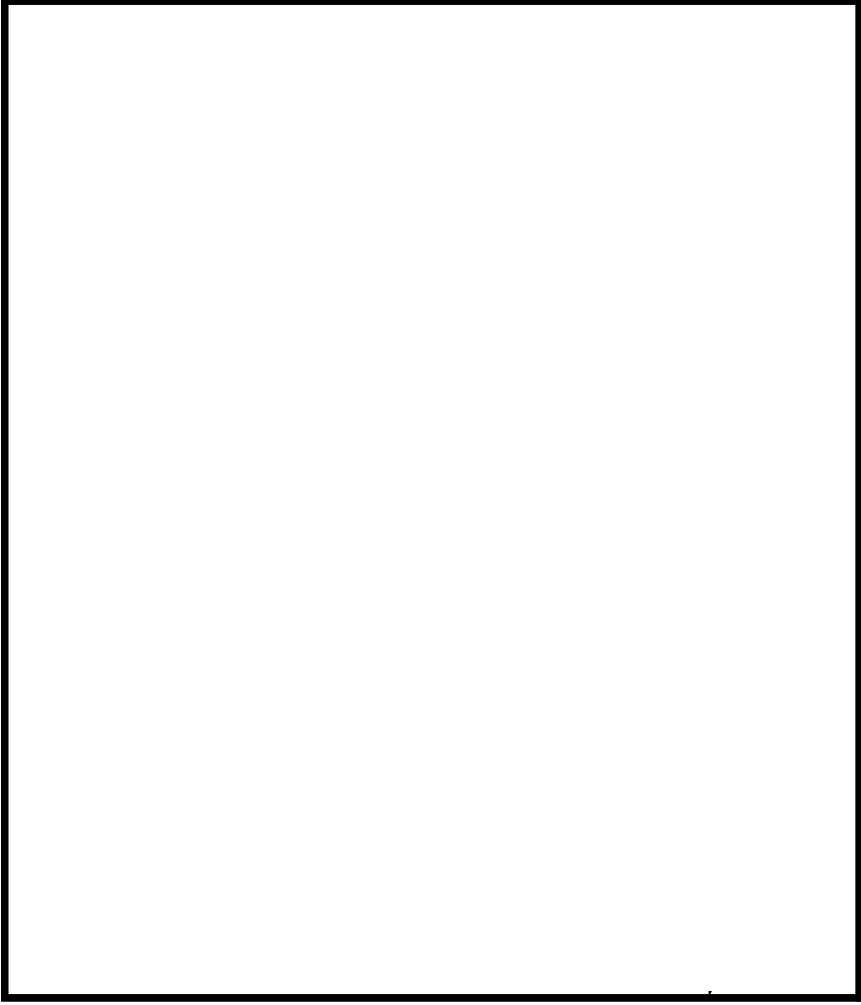
敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																								
<p>第7章 放射線管理</p> <p>(頻度の定義)</p> <p><b>第127条</b> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表127のとおりとする。</p> <p>表127</p> <table border="1" data-bbox="181 491 954 845"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	頻度	考え方	毎日1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>第7章 放射線管理</p> <p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u></p> <p><b>第112条</b> 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(頻度の定義)</p> <p><b>第112条の2</b> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表112の2のとおりとする。</p> <p>表112の2</p> <table border="1" data-bbox="1077 491 1850 845"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	頻度	考え方	毎日1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>備考</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しともなう変更（ALARAの精神に則り、従業員等の被ばくを管理することを規定）</p> <p>記載の適正化（条番号及び表番号の繰り上げ）</p>
頻度	考え方																									
毎日1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。																									
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																									
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																									
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施																									
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																									
頻度	考え方																									
毎日1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。																									
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																									
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																									
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施																									
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																									

注) 下線は変更事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第119条 周辺監視区域は、図119に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げるにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図119</p> 	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第119条 周辺監視区域は、図119に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャーは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げるにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図119</p> 	<p>記載の適正化（他社施設名称の適正化）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

枠囲みの内容は営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考												
<p><b>（線量の評価）</b>  <b>第120条</b>                      放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表120に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表120</p> <table border="1" data-bbox="120 459 869 564"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p> <p><b>（床、壁等の除染）</b>  <b>第121条</b> 各マネージャーは、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、放射線・化学管理グループマネージャーに連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。                      2. 第1項の汚染箇所に係る作業担当マネージャーは、汚染状況等について放射線・化学管理グループマネージャーの確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。                      3. 第2項の作業担当マネージャーは、その措置結果について、放射線・化学管理グループマネージャーの確認を得る。</p> <p>（以下略）</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	<p><b>（放射線業務従事者の線量管理等）</b>  <b>第120条</b> 各マネージャーは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。                      2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表120に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表120</p> <table border="1" data-bbox="1077 459 1825 564"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p> <p><b>（床、壁等の除染）</b>  <b>第121条</b> 各マネージャーは、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、放射線・化学管理グループマネージャーに連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。                      2. 第1項の汚染箇所に係る作業担当マネージャーは、汚染状況等について放射線・化学管理グループマネージャーの確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。                      3. 第2項の作業担当マネージャーは、その措置結果について、放射線・化学管理グループマネージャーの確認を得る。</p> <p><b>（平常時の環境放射線モニタリング）</b>  <b>第121条の2</b> 放射線・化学管理グループマネージャーは、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p> <p>（以下略）</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（名称の変更及び管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること（ALARAの精神に基づく活動）を規定）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（平常時の環境放射線モニタリングの立案及びそれに基づく測定・評価を行うことを規定）</p>
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>													
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>													

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p><b>（放射線計測器類の管理）</b></p> <p><b>第123条</b> 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表123に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表123に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p><b>（管理区域外等への搬出及び運搬）</b></p> <p><b>第124条</b> 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等（第107条（使用済燃料の運搬）及び第108条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は、第108条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><b>（発電所外への運搬）</b></p> <p><b>第125条</b> 各マネージャーは、核燃料物質等（第107条（使用済燃料の運搬）及び第108条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p><b>（放射線計測器類の管理）</b></p> <p><b>第123条</b> 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表123に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表123に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p> <p>（以下略）</p> <p><b>（管理区域外等への搬出及び運搬）</b></p> <p><b>第124条</b> 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等（第106条（使用済燃料の運搬）及び第108条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は、第108条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><b>（発電所外への運搬）</b></p> <p><b>第125条</b> 各マネージャーは、核燃料物質等（第106条（使用済燃料の運搬）及び第108条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。<u>2. 各マネージャーは、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射線計測器類の機能維持に係る規定の充実）</p> <p>記載の適正化（条番号の繰り上がり）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記）</p> <p>記載の適正化（条番号の繰り上がり）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（発電所外に運搬時の遵守事項及び運搬前に遵守状況を確認することを規定）</p>

注）下線は変更事項に含まない。